



平成 20 年 3 月 7 日

各 位

上場会社名 株式会社リビングコーポレーション  
(コード番号：8998 東証マザーズ)  
本社所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 18 番 3 号  
代 表 者 代表取締役社長 三 輪 秀 一  
取締役管理本部長  
問 合 せ 先 兼不動産流動化事業 山 本 敏 充  
第2本部長  
TEL (03) 5456-8500 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 3 月 25 日開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、第 18 期（平成 19 年 12 月期）末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当していませんが、会社法第 326 条第 2 項の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することで、監査体制の一層の強化・充実を図ることといたしたく、同法の規定により、監査役会及び会計監査人を設置するため、所要の変更対応を行うものであります。
- (2) 当社の親会社である SBI ホールディングス株式会社の事業年度の末日が毎年 3 月 31 日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うために当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするよう変更案第 36 条に変更するものであります。  
また、現に進行中の第 19 期事業年度は、平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月間とする旨の附則第 1 条を新設するものであります。
- (3) 上記 (2) の事業年度の変更に伴い、当社の定時株主総会の議決権の基準日及び当社の期末配当の基準日を毎年 3 月 31 日とするよう、それぞれ変更案第 12 条及び第 37 条に変更し、中間配当金の基準日を毎年 9 月 30 日とするよう変更案第 38 条に変更するものであります。  
また、変更案第 37 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日からその効力を生じる旨の附則第 2 条、変更案第 38 条の規定は、平成 20 年 10 月 1 日からその効力を生じる旨及び当社は取締役会の決議により、平成 20 年 6 月 30 日を基準日として、第 19 期事業年度に関する中間配当を行うことができる旨の附則第 3 条を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴い、現行定款の条数等の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 3 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 3 月 25 日 (予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">[新設]</p> <p style="padding-left: 40px;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">[新設]</p> <p style="padding-left: 40px;">[新設]</p> <p style="padding-left: 40px;">[新設]</p> <p style="padding-left: 40px;">[新設]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 [条文省略]</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 [現行どおり]</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 [条文省略]</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 [現行どおり]</p> <p>2. [現行どおり]</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第32条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p>	<p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>	<p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>2. [条文省略]</p>	<p>2. [現行どおり]</p>
<p>(中間配当金)</p>	<p>(中間配当金)</p>
<p>第34条 当社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</p>	<p>第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第35条 [条文省略]</p>	<p>第39条 [現行どおり]</p>
<p>[新設]</p>	<p>附 則</p>
<p>[新設]</p>	<p>第1条 <u>第36条の規定にかかわらず、現に進行中の第19期事業年度は、平成20年1月1日から平成21年3月31日までの1年3ヵ月間とする。なお、本附則は、第19期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>第2条 <u>第37条第1項の規定変更は、平成20年4月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、同日付をもってこれを削除する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>第3条 <u>第38条の規定変更は、平成20年10月1日からその効力を生じる。なお、当社は、取締役会の決議により、平成20年6月30日を基準日として、第19期事業年度に関する中間配当をすることができる。本附則は、平成20年10月1日付をもってこれを削除する。</u></p>